

地域包括支援センターの評価について

1 経緯

地域包括支援センターの運営については、国が示す「地域包括支援センター業務マニュアル」及び市が示す「地域包括支援センター運営実施要綱」に基づき事業を行うこととしている。また、平成25年度においては、介護保険法第115条の47第1項に基づき、「春日井市地域包括支援センター運営方針」を示したところである。

さらに、平成27年4月1日施行の介護保険法改正により、市は定期的を実施する事業の実施状況の点検等を行うこと、センター設置者は実施する事業の質の評価を行うことが努力義務となったため、評価項目を定めるものである。

2 目的

地域包括支援センターが行う事業について、項目に基づいて評価し、PDCAサイクルを導入した仕組みにより、その実施する事業の質の向上に努めることを目的とする。

3 評価方法

(1) 評価項目の設定

「春日井市地域包括支援センター運営方針」に掲げる3つの視点及び「春日井市地域包括支援センター運営要綱」に掲げる事業について、評価項目（別紙「春日井市地域包括支援センターの運営に係る評価項目（案）」）を設定し、運営状況を確認することにより、市が目指すべき地域包括支援センターの機能が担保されていることを評価するもの

ア「春日井市地域包括支援センター運営方針」において掲げる3つの視点

- (ア) 公益性の視点
- (イ) 地域性の視点
- (ウ) 協同性の視点

イ「春日井市地域包括支援センター運営実施要綱」に掲げる事業

- (ア) 総合相談支援事業
- (イ) 権利擁護事業
- (ウ) 包括的・継続的ケアマネジメント事業
- (エ) 介護予防ケアマネジメント事業
- (オ) 家族介護者交流会
- (カ) 指定介護予防支援事業

(2) 報告会の開催

地域包括支援センター事業の成果報告会を開催することにより、数値では計れない活動状況を評価するもの

4 評価の公表

地域包括支援センター運営等協議会において報告を行うとともに、インターネットにおいて公表を行う。